

## 高知県教育委員会 会議録

平成21年4月定例委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成21年4月28日(火) 13:30

閉会 平成21年4月28日(火) 16:50

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	宮地 彌典
	委員	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		なし

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤 津矢子
〃	教育政策課長	高田 行紀
〃	総務福利課長	川井 正一
〃	幼保支援課長	門田 登志和
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	川村 文化美
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	人権教育課長	中澤 牧生
〃	教育センター所長	藪内 末廣
〃	教育政策課教育企画監	鶴和 啓至
〃	教育政策課企画調整担当チーフ	竹村 朱美(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

委員長 4月定例委員会を開催する。本日の議案については、付議第6号が個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第6号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

##### 【専決処理報告第1号 高知県産業振興推進本部設置規程の専決処理報告(教育政策課)】

○ 教育政策課長説明

○ 質疑

教育長	教育委員会と産業振興計画の関わりは、学校給食における地産地消の率日本一を目指そうというもの。後は人材育成。
委員	食材供給により地域との連携による教育効果も期待できる。
委員	産業振興に必要な人材育成。どんな人材が、どれだけ必要で、それに本県教育が応えられるかどうかを考えることが大事。
教育長	今までそういう視点でのつめはできていないと思う。
委員長	本報告、ご了承いただいたという取扱いとする。

##### 【専決処理報告第2号 高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令の専決処理報告(教育政策課)】

○ 教育政策課長説明

○ 質疑

委員長	学校の決定権限は従来から合議制ではないのか。
教育長	学校長の専決である。
委員長	本報告、ご了承いただいたという取扱いとする。

##### 【専決処理報告第3号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の専決処理報告(総務福利課)】

○ 総務福利課長説明

○ 質疑

委員長 事務局 委員	情報教育は教育センターから教育政策課に戻したということか。 本課でリードするという主旨。 推進監というポストは今後も出てくる可能性はあるか。あえて「親育ち～」を入れる趣旨は。
教育長 委員	メッセージ性と明確性を与える意図である。 推進監の幼保支援課内での位置づけは。
教育長 委員	課内のあらゆる分野に関われるようにしているもの。 推進監の役割は。
事務局 委員	就学前の子どもを持つ親育ちの推進。 (親育ちとは) 子どもを育て、親も育つという意味か。
教育長	子育ての中に包含されるが特に大事なので「親育ち」という文言を抜き出したもの。
委員長	本報告、ご了承いただいたという取扱いとする。

【専決処理報告第4号 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令の専決処理報告（総務福利課）】

- 総務福利課長説明
- 質疑

委員 教育長 委員長	専門企画員というポストは行政職か教育職か。 行政職である。 本報告、ご了承いただいたという取扱いとする。
------------------	--

【付議第1号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

- 教育政策課長説明
- 質疑

委員長 教育長 委員長 各委員 委員長	随分と廃校が多い。 今後3年間くらいは、小中学校が年平均10校弱減る見込み。 本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
---------------------------------	---

【付議第 2 号 高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案（総務福利課）】

【付議第 3 号 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令議案（総務福利課）】

- 総務福利課長説明（第 2 号、第 3 号は同内容の改正のため、併せて説明）
- 質疑

委員	教育財産の管理については、法に明記されていることから従前、規則（訓令）に明記していなかったのではないか。
事務局	今回の改正は具体的な事務手続きについて、高知県財産規則の例によると明示するようにしたもの。
委員長 事務局	第 3 号の 2 p、施行日の記載。日をはっきり書くべきではないか。本来はその通り。公報日が明確でなく、訓令では公布という概念がないため、このような書きぶりとなる。
委員 事務局	教育財産とは。 学校の施設、設備をいう。
委員 教育長 事務局	教育財産の取得を知事に、管理を教育委員会に分ける趣旨は何か。 学校の設置は首長たる知事や市町村長の権限であるため。 教育行政と一般行政の調和という見地から取得や処分を首長に移しているもの。
委員 事務局	「財産」の定義は何か。 施設や設備、物品も含む。（どこまでの物品が含まれるかについては）事務は教育委員会で行っているが不明確。
委員長	今後研究しておくように。付議 2、3 号の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員 委員長	全員挙手 付議 2、3 号を原案のとおり議決する。

【付議第 4 号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（文化財課）】

- 文化財課長説明
- 質疑

各委員	特になし
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県教育振興基本計画中間取りまとめに関する議案（教育政策課）】

- 教育政策課長説明
- 質疑

委員長	中間まとめの段階であり、どうしても入れておきたい点やまとめ方などでご意見あればどうぞ。
教育長 事務局	A3縦型資料の第4章、「㊸子どもとともに～」を挿入した趣旨は。前回の検討委員会で自ら学ぶ力、意欲を持った教職員が大事という意見があったため。
委員	「㊷」が子どもに力をつけさせる、「㊹」が教育機関のことであれば、「㊸」は教職員に絞った記載にしてはどうか。 また、現場の声をどう活かすか、現場支援のニュアンスも必要ではないか。
事務局 委員	事務局としては教科研究センターを支援策として考えている。 9,000人の組織を動かすには、功績はきちんと評価するよう、人事評価制度とのリンクが絶対に必要と考える。
委員 委員	教員の意欲向上につながるような施策は必要と考える。 58p「高校生就職支援」の記載。もっと広い視野からの進路指導、職業教育の観点が必要。
委員 事務局	同感。キャリア教育については事務局が意識を統一して行うべき。 ・生徒一人一人の進路希望実現が一番大事と考えている。様々な進路保障に施策で対応している。 ・キャリア教育で教員の関与する部分増やすことも含め検討する。
委員 事務局 委員 委員	「生徒の希望を実現」でなく生徒や保護者含め「指導」すべきでは。実態として耳を傾けない保護者、生徒はいる。 資料のフローチャートは良い。読んでイメージできるような表現を。これはあくまで基本計画。データを基にしたアクションプランが非常に重要。もっとあからさまな分析が必要と考える。
委員長	58p、＜実施計画＞部分、5W2Hの記載が必要と強く思う。 学校ごとの計画も必要。県立学校に比べ市町村立は難しいのであれば、市町村教委と県教委が一緒に取り組むという大項目が必要。 市町村教委と県教委の関係は長年の課題。改善は行政の役目であり、どこかに協力し合うことを明記してもらいたい。
教育長	市町村教委も学校同様、改善プラン作成している。それがどこまでできるか。共有できる項目でもできればよい。
委員 委員	高校の側からみて、地域、中学校に望む点があるはず。そこが接点。 33p「(3)教育による社会変革の実現」のくだりは良い。こういう危機感の共有こそ市町村とベクトルを合わせていくことが大事。
委員	市町村教育委員会からの意見はないか。

事務局	現在、アクションプラン作成に向け、各市町村に課題等照会中。このなかでベクトル合わせができればと考えている。
委員長	第4章以降の「現状」と「課題」の記載、くどく感じる。それより「主な取組」欄にこそ期待が集まっているのであり、ここに市町村教委が「やりたい」と思うような施策があれば良いと思う。
事務局	アクションプランで市町村教委があげてきたものは県が支援するというメッセージをもっと伝えていきたい。
委員	市町村教委は広域化をもっと検討できないか。
事務局	広域化支援はとりまとめる力のある市町村が必要。今はテーマごとに進めていく考え。
教育長	広域化はなかなか難しい。「共通化」はできるところもある。委員長の「現状」と「課題」に比して「主な取組」の記載が貧弱ではないかとのご意見、他の委員さんはどうか。
委員	個別の「課題」も読む側としてはあったほうが良い。
委員	前回の検討委員会で意見あったが私学についてはどう考えるか。
教育長	含めるというより排除はしないというスタンス。
事務局	表彰などでは対象にしている。
委員	幼・保の場合、私立が圧倒的に多く、そこがネックとなる。
教育長	保育所指針などを手掛かりに接点を持つようとしている。
委員長	本日の意見を盛り込んで修正したうえで、どのように承認するか。
教育長	私と委員長とにお任せいただくという形でどうか。
各委員	(了承)
委員長	それでは、私と教育長に一任ということで修正込みで議決する。

【付議第6号 高知県産業教育審議会委員の任命議案（高等学校課）】

- 高等学校課長説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1～4号、第6号  
付議第5号

原案のとおり議決  
一部修正を加えたうえで議決